

表1 有害物質一覧

分類	内容	法律略称名
含有禁止物質	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律第2条第2項に規定される第1種特定化学物質。	化審法
	労働安全衛生法第55条に規定される製造禁止物質。	安衛法
	水質汚濁防止法第14条の三に規定される有害物質で、同施行規則別表第二において浄化基準値が「検出されないこと」となっている物質。	水濁法
	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第2条に規定される特定物質で、同施行令別表において規定されている物質。ただし、議定書付属書CのグループIを除く。	オゾン層保護法
	ダイオキシン類対策特別措置法第2条第1項に規定される物質。	ダイオキシン法
	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法第1条に規定される物質。	PCB特措法
指定全廃物質	電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する指令 (Restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment) の指定物質。	RoHS指令
含有抑制物質 (含有禁止物質と重複する場合はその指定による)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の四第五項において規定される特定有害産業廃棄物の要件となる金属、化学物質等で、同施行規則別表第一に規定される物質。	廃掃法
	地球温暖化対策の推進に関する法律第2条第3項、ならびに同施行令第1条および第2条に規定される物質であって、同法第2条第5項に該当する物質。	温暖化法
	水質汚濁防止法第14条の三に規定される有害物質で、同施行規則別表第二において浄化基準値が「検出されないこと」となっている物質を除く物質。	水濁法
	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律第2条に規定される特定物質で、同施行令別表において議定書付属書CのグループIとして規定されている物質。	オゾン層保護法
	土壌汚染対策法第2条に規定された特定有害物質であって、同施行令第1条に規定されている物質。	土汚法
	REACH 規則で指定される物質。	REACH規制

表2.含有禁止物質リスト

記号	物質名	法律略称名
A-1	ポリ塩化ビフェニルまたはPCB	化審法、水濁法、PCB特措法
A-2	ポリ塩化ナフタレン（塩素数2個以上）	化審法
A-3	ヘキサクロロベンゼン	化審法
A-4	アルドリン	化審法
A-5	ディルドリン	化審法
A-6	エンドリン	化審法
A-7	DDT	化審法
A-8	クロルデン類	化審法
A-9	ビス（トリブチルスズ）=オキシド	化審法
A-10	N, N'-ジトリル-パラフェニレンジアミン、N-トリル-N'-キシリル-パラフェニレンジアミン又はN, N'-ジキシリル-パラフェニレンジアミン	化審法
A-11	2,4,6-トリターシャリーブチルフェノール	化審法
A-12	トキサフェン	化審法
A-13	マイレックス	化審法
A-14	黄りんマッチ	安衛法
A-15	ベンジジンおよびその塩	安衛法
A-16	4-アミノジフェニル及びその塩	安衛法
A-17	4-ニトロジフェニル及びその塩	安衛法
A-18	ビス（クロロメチル）エーテル	安衛法
A-19	β -ナフチルアミン及びその塩	安衛法
A-20	ベンゼン含有ゴムのり（ベンゼン含有率が5%を超えるもの）	安衛法
A-21	石綿またはアスベスト	安衛法
A-22	シアン化合物	水濁法
A-23	有機りん化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る）	水濁法
A-24	アルキル水銀化合物	水濁法
A-25	CFCl ₃	ガス保護法
A-26	ハロン	ガス保護法
A-27	四塩化炭素	ガス保護法
A-28	トリクロロエタン	ガス保護法
A-29	HFBC	ガス保護法
A-30	ブロモクロロメタン	ガス保護法
A-31	臭化メチル	ガス保護法
A-32	ポリ塩化ジベンゾフラン	ダイキシン法
A-33	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン	ダイキシン法
A-34	コプラナーポリ塩化ビフェニル	ダイキシン法
A-35	ケルセンまたはジコホル	化審法
A-36	ヘキサクロロブタ-1,3-ジエン	化審法

A-37	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール	化審法
A-38	P F O S またはその塩	化審法
A-39	P F O S F	化審法
A-40	ペンタクロロベンゼン	化審法
A-41	α -ヘキサクロロシクロヘキサン	化審法
A-42	β -ヘキサクロロシクロヘキサン	化審法
A-43	γ -ヘキサクロロシクロヘキサンまたはリンデン	化審法
A-44	クロルデコン	化審法
A-45	ヘキサブROMOビフェニル	化審法
A-46	テトラブROMOジフェニルエーテル	化審法
A-47	ペンタブROMOジフェニルエーテル	化審法
A-48	ヘキサブROMOジフェニルエーテル	化審法
A-49	ヘプタブROMOジフェニルエーテル	化審法
A-50	6, 7, 8, 9, 10, 10-ヘキサクロロ-1, 5, 5a, 6, 9, 9a-ヘキサヒドロ-6, 9-メタノ-2, 4, 3-ベンゾジオキサチエピン=3-オキシド (別名: エンドスルファン又はベンゾエピン)	化審法
A-51	ヘキサブROMOシクロデカン	化審法
A-52	ペンタクロロフェノール又はその塩若しくはエステル	化審法
A-53	ポリ塩化直鎖パラフィン(炭素数が10から13までのものであって、塩素の含有量が全重量の48パーセントを超えるものに限る。)	化審法
A-54	1・1'-オキシビスオキシビス(2・3・4・5・6-ペンタブROMOベンゼン)(別名デカブROMOジフェニルエーテル)	化審法

表3.含有抑制物質

記号	物質名	出典
B-1	水銀またはその化合物	廃掃法、水濁法、土汚法
B-2	カドミウムまたはその化合物	廃掃法、水濁法、土汚法
B-3	鉛またはその化合物	廃掃法、水濁法、土汚法
B-4	有機りん化合物（禁止物質を除く）	廃掃法、水濁法、土汚法
B-5	六価クロム化合物	廃掃法、水濁法、土汚法
B-6	砒素またはその化合物	廃掃法、水濁法、土汚法
B-7	トリクロロエチレン	廃掃法、水濁法、土汚法
B-8	テトラクロロエチレン	廃掃法、水濁法、土汚法
B-9	ジクロロメタン	廃掃法、水濁法、土汚法
B-10	ジクロロエタン	廃掃法、水濁法、土汚法
B-11	ジクロロエチレン	廃掃法、水濁法、土汚法
B-12	ジクロロプロペン	廃掃法、水濁法、土汚法
B-13	チラウム	廃掃法、水濁法、土汚法
B-14	シマジン	廃掃法、水濁法、土汚法
B-15	チオベンカルブ	廃掃法、水濁法、土汚法
B-16	ベンゼン	廃掃法、水濁法、土汚法
B-17	セレンまたはその化合物	廃掃法、水濁法、土汚法
B-18	二酸化炭素（総排出量算定に関するものに限る）	温暖化法
B-19	メタン	温暖化法
B-20	一酸化二窒素	温暖化法
B-21	温室効果ガスたるハイドロフルオロカーボン	温暖化法
B-22	温室効果ガスたるパーフルオロカーボン	温暖化法
B-23	六フッ化硫黄	温暖化法
B-24	ホウ素及びその化合物、土汚法	水濁法、土汚法
B-25	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	水濁法
B-26	HCFC	ゾン保護法
B-28	フッ素及びその化合物	水濁法
B-29	塩化ビニルモノマー	水濁法
B-30	一・四ジオキサン	水濁法
B-31	三フッ化窒素	温暖化法

表4.指定全廃物質

物質群	閾値
カドミウムおよびその化合物	樹脂中：Cd < 55ppm 包装材中：Cd, Pb, Hg, Cr(VI)の合計 < 100ppm その他の材料中：Cd < 100ppm
鉛およびその化合物	樹脂中：Pb < 100ppm 合金中：鋼材中Pb < 0.35wt%、 アルミ材中Pb < 0.4wt%、 銅材中Pb < 4wt% 包装材中：Cd, Pb, Hg, Cr(VI)の合計 < 100ppm その他の材料中：Pb < 1000ppm
水銀およびその化合物	包装材中：Cd, Pb, Hg, Cr(VI)の合計 < 100ppm その他の材料中：Hg < 100ppm
六価クロム化合物	包装材中：Cd, Pb, Hg, Cr(VI)の合計 < 100ppm その他の材料中：Cr(VI) < 1000ppm
ポリ臭化ビフェニル(PBB)	< 1000ppm
ポリ臭化ジフェニルエーテル(PBDE)	< 1000ppm
フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)(DEHP)	< 1000ppm
フタル酸ブチルベンジル(BBP)	< 1000ppm
フタル酸ジブチル(DBP)	< 1000ppm
フタル酸ジイソブチル(DIBP)	< 1000ppm